

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

JA 秋田厚生連由利組合総合病院（以下「当院」とする）は地域中核病院として、基本理念のもと、当院における院内感染対策の基本方針を定め、患者及び全職員、訪問者を感染から防御し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

2. 院内感染対策のための委員会その他当該病院等の組織に関する基本的事項

院内に、院内感染管理者を置き、院内感染防止対策を推進する。院内感染防止対策を、機能的かつ効果的に行うために、院内感染対策委員会・感染対策室に感染制御チーム

（Infection Control Team 以下「ICT」とする）・看護部に看護部感染対策委員会（以下「LN（リンクナース）会」とする）をおく。また、抗菌薬適正使用支援の観点から抗菌薬適正使用支援チーム(以下「AST：Antimicrobial Stewardship Team」)をおく。

(1)院内感染対策委員会

当院で定める「院内感染対策委員会規約」に基づき、各部門の代表者で構成される院内感染対策委員会を設置し、委員長・委員は病院長が任命する。毎月一回定期的に会議を開催し、院内感染防止対策を講じる。緊急時は、臨時会議を委員長が招集する。構成員には、病院長・事務長・看護部長・薬剤長・検査技師長の管理者を含む。

(2)感染対策室

院内感染対策委員会の規約に従い、感染対策室を常置し専従の要員を配置する。更に感染防止対策を専門とする ICT を組織する。ICT は定期的、また必要に応じて情報の収集・分析を行い、院内全体の感染対策上の問題点を把握し、速やかに改善策を講じる。

(3) 抗菌薬適正使用支援チーム

AST は、抗菌薬適正使用に資する活動を ICT と協働し実施する。AST は毎週定期的に、抗菌薬ラウンドまたは主治医へのアドバイスを行う。また、起因菌を特定するために、患者検体の適切な採取方法を推進する。院内外の地域や患者、職員へ抗菌薬の適正使用に関する教育・啓発を行う。

抗菌薬の使用量や感受性率のサーベイランスを行い、抗菌薬耐性化の抑止に努めるとともに、抗菌薬適正使用支援マニュアルを整備し、アンチバイオグラムの見直しを行い、その活用について啓発する。

(4)LN（リンクナース）会

実践現場での感染予防活動の推進・改善を進めていくために、看護部の各部署に LN をおく。LN 会は ICT/AST と連携を取り、感染防止対策を推進する。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

(1) 当院従業者に対して、感染対策に対する意識向上を図るため、全体研修を年二回以上行う。

(2) 新入職者を対象に、採用時に感染対策の基本的な考え方や、当院での感染対策に対する取り組みについての実践的な研修を行う。

- (3)研修会は、必要に応じて随時開催する。
 - (4)研修会の計画実施は、ICT/ASTが中心となって行う。また、研修の実施内容及び、外部研修の参加実績を記録・保存する。
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
- (1) 法令に定められた感染症について、行政機関に速やかに届出を行う。
 - (2) 薬剤耐性菌を含む病原菌の分離状況について、検査科より感染対策室に報告し、必要によりICT/ASTで現場の情報収集を行う。週1回のラウンド時に対策の確認・指導を行い、各部署に情報を提供する。
 - (3)週一度、検査科から感染対策室に報告される「感染情報レポート」に基づき報告書を作成し、関係部署・病院管理者に報告する。
 - (4)当院職員に対し、ICT/ASTニュースや文書などにより情報の提供・伝達を行う。
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
- (1) 院内で集団感染発生などが疑われた場合、感染対策室が状況を確認し、アウトブレイクかどうかの判断を行った上で、必要により速やかに初期対応を行う。
 - (2) 深刻な状況が予測される場合、ICTから病院長に報告し、拡大防止対策や再発防止対応について協議する。
 - (3) 必要により、患者や地域住民に感染対策上必要な情報を掲示し、周知に努める。
6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 本指針は、患者及び家族等が常時閲覧できるようホームページで公開する。
7. その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針
- (1)当院全職員は、標準予防策・手指衛生・抗菌薬適正使用をマニュアルに基づき遵守する。
 - (2)当院では、最新のエビデンスに基づいたガイドラインを参考に、当院の状況にあった感染対策を推進していくために「院内感染対策マニュアル」「抗菌薬適正使用をマニュアル」を随時見直し、改訂を行い、遵守されるよう職員への周知に努める。
 - (3)地域の連携する病院と、情報交換や巡回評価などを行い、地域全体の感染対策の質向上を目指す。

附則 この指針は平成19年8月27日から施行する。

附則 本指針は平成23年7月1日、平成24年4月1日、平成25年4月1日、平成27年4月1日に、それぞれ改訂施行する。

附則 本指針は平成29年4月1日に改訂施行する。

附則 本指針は平成30年4月1日に改訂施行する。（下線部分改訂）